

11/10 【平成27年第2回町議会臨時会】

本議会の審議の結果は次のとおりです。

【議案等表決結果一覧表】

議案番号	件 名	議決の結果
第87号議案	愛南町小集落改良住宅管理条例の一部改正について	原案可決
第88号議案	愛南町新庁舎施設設備品購入契約について	原案可決
第89号議案	ポンプ車購入契約の変更について	原案可決
第90号議案	H26愛南地区漁港施設機能強化工事(分割の2)請負契約の変更について	原案可決
同意第2号	愛南町教育委員会教育長の任命について	原案同意

12/11～18 【平成27年第4回町議会定例会】

本議会の審議の結果は次のとおりです。

【議案等表決結果一覧表】

議案番号	件 名	議決の結果
第91号議案	愛南町個人保護条例の一部改正について	原案可決
第92号議案	愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	原案可決
第93号議案	愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決
第94号議案	愛南町税条例の一部改正について	原案可決
第95号議案	愛南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決
第96号議案	愛南町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の全部改正について	原案可決
第97号議案	愛南町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第98号議案	愛南町企業立地促進条例の一部改正について	原案可決
第99号議案	愛南町地域コミュニティ施設の使用料に関する条例の一部改正について	原案可決
第100号議案	愛南町新庁舎建設工事請負契約の変更について	原案可決
第101号議案	あけぼのグラウンド改修工事請負契約の変更について	原案可決
第102号議案	平成27年度愛南町一般会計補正予算(第3号)について	原案可決
第103号議案	平成27年度愛南町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
第104号議案	平成27年度愛南町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
第105号議案	愛南町道路線の認定について	原案可決
第106号議案	宇和島地区広域事務組合規約の変更について	原案可決
第107号議案	愛南町みしょうMICの指定管理者の指定について	原案可決
第108号議案	愛南町旅客船等の指定管理者の指定について	原案可決
第109号議案	愛南町フレッシュ一本松の指定管理者の指定について	原案可決
第110号議案	愛南町石垣の里だんだん館の指定管理者の指定について	原案可決
第111号議案	愛南町中浦交流館の指定管理者の指定について	原案可決
第112号議案	愛南町深浦交流館の指定管理者の指定について	原案可決
請願第4号	政府による米価下落対策を求める請願書	採択
発議第6号	政府による米価下落に対する緊急対策を求める意見書について	原案可決

總務文教常任委員會所管事務調查報告

〔町有財産（美術工芸品等）の

〔町有財産（美術工芸品等）の 調査について〕

調査について

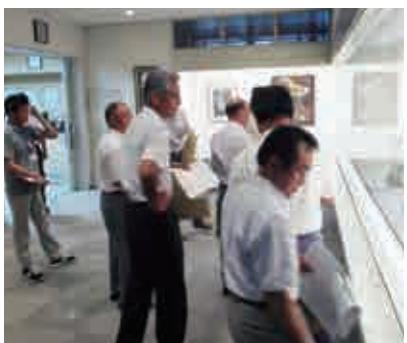
○吉川議員	○吉川議員の質問に対する答弁を伺いました。
渡邊知彦 議員	①町長の政治姿勢について ②教育行政について
宮下一郎 議員	①養護老人ホーム南楽荘解体撤去工事、ダイオキシン類、石綿アスベスト処分について
草木原由幸 議員	①愛南町の人口減少問題について ②産業用太陽光発電設備等の設置について
原田達也 議員	①河川堤防の安全性と豪雨対策について ②地域ブランドの確立とPRについて
西口 孝 議員	①TPP「大筋合意」の撤回を求めることについて

「調查結果」

第1回の机上審査と現地調査、第2回の観察を実施し、調査結果を取りまとめたので、その結果を報告するものである。

町の町有財産である美術工芸品等は、御荘文化センターでは絵画や彫刻など77点を所蔵し、その一部を展示室や屋外で展示し、他の作品は施設内の倉庫で保管している。これらの作品は合併前から所蔵しているもので、寄贈や購入による取得時には高価な作品であります。寄贈により価格が不明であります。また、現在の価値については





調査がされていないため判らない状況である。

役場本庁や支所庁舎には、寄贈された絵画等が展示されているが、これら作品の状況は把握しているものの寄贈を受けた年度等が不明であるものがある。

は、台帳整備と共に内海郷土資料館の収蔵品を一本松郷土資料館に移転し展示管理がなされている。開館状況は、普段は施錠し開館されておらず、見学希望がある際に開館し展示品を見学してもらつてある状況であり利用率は著しく低い現状である。

平城交流センター等の施設では、二ホンカワウソの剥製や平城貝塚遺物といった貴重な所蔵品が展示管理され、また、合併前から所有していた太鼓（城辺、一本松）は、一部は学校に貸し出して活用されている等の管理状況である。

本町では、このように美術作品や郷土資料等多くのものを所有しております、所蔵品の中には取得当時高価な作品もあり、また、貴重な資料となるものもある。これらの展示や管理運営方法として箱物としての美術館があるが、本町で美術館を整備する必要性については、厳しい財政状況下や美術館が

質の高いコレクションを所蔵し明確な理念を持つて運営しなければ

ならないことを考へると、現状では望むべきでないと考へる。町の美術工芸品等は、それぞれの施設で管理され展示や保存されているが、一部では適切に管理されているとは言えない状況も見受けられる。

けられた。このことから今後所蔵に当たつては、財産として台帳整備を行ふと共に、セキュリティ性や密閉度の高い必要な設備の整備や適切な保存場所が必要と思われる。

また、展示においては、御荘文化センターや各施設で展示していくが、町には素晴らしい美術品等があるということを町民はじめ町外の方にももつと広く知つてもらうことが必要であると思われる。このためには、展示設備の充実や展示の方法、新庁舎での展示、専門的な方で構成する組織の設置、また、一本松郷土資料館の利活用等を検討すべきであると考える。

なお、愛媛県内で図書館が設置されてない市町は本町を含む3町であること、新町建設計画に塁がついている町立図書館が将来的に建設が計画される際には、美術品等の展示室の併設も考えられるとの意見があつたことも付け加えておく。

農業による地域活性化の方策を模索

11/24



緑基幹集落センターで、地域活性化の先進事例などを学び、生産者同士の交流と生産意欲の向上をめざし、町担い手協議会（河野仁会長）による「愛南農業者フェスティバル」が開催されました。

当日行われた講演会では、高知工科大学地域連携センター特任教授の松崎了三先生が、「馬路村におけるユズの販路開拓の経験をもとにした『地域まるごと販売術』と題した講演で、『農産物を売るためにはイメージを消費者に伝え、お客様の立場に立つた商品作りが大切』と話されました。

また、活動報告では、高等学校農業科2年生から、愛南町のカツオなどを使った「亀の恩返しカレー」についての発表があり、会場からは商品化を求める質問も出ていました。



高速道路「四国8の字ネットワーク」の早期整備をめざして

12/1



国土交通省の森昌文道路局長（写真中央）に要望書を手渡す清水雅文愛南町長

【写真左側から】

山本有二衆議院議員、岡崎利久宿毛市議長、大西勝也黒潮町長、沖本年男宿毛市長、森道路局長、清水愛南町長、山本公一衆議院議員、福本仁志四万十市副市长、山下太三愛南町議長、上田富久宇和島市議長

「四国西南地域道路整備促進協議会（会長 清水雅文 愛南町長）」が国土交通省など関係機関に出向き、愛媛・高知の県境を越えた四国西南地域の道路整備促進要望を行いました。

要望を行ったのは、2名の国會議員と清水愛南町長、宿毛市長や黒潮町長のほか、当協議会の役員並びに両県の職員で、国

土交通省幹部職員などに対し、南海トラフ巨大地震等災害時の『命の道』としての機能と重要性について説明したうえで、観光や産業振興等地域経済の活性化をも期待できる高速道路「四国8の字ネットワーク」の早期整備促進（特に、津島岩松IC内海間の早期工事着手、内海～宿毛間並びに佐賀～四万十間の早期事業化）について強く要望しました。

地域・家庭・学校が 一体となつて食育を

12/ 8

家串小学校で「第6回愛南町食育推進大会」を開催し、地元住民など約100名の参加者が、食育講演をはじめ、学校や児童の食育研究発表などを通して食育について学びました。



災害時、 子どもの命を守るために

12/ 13

『子どもたちの命を守るために』をテーマに、御荘文化センターで「愛南町防災フォーラム」を開催しました。



交通災害共済の 加入手続きについて お知らせします

共済掛金(年額)

一般 700円

中学生以下 300円

加入口数

1名につき1口に限ります。

共済期間

平成28年4月1日

～平成29年3月31日

※期間中に加入された方は、掛金を納めた日の翌日から平成29年3月31日までとなります。

加入資格

○町内に居住し、住民基本台帳に記録されている方

○共済加入者の被扶養者等で町外に居住されている方

申込受付 3月1日(火)から

申込用紙の配付

2月末日に、平成27年度に加入された方にのみ発送します。

申込先

総務課、各支所又は所定の金融機関

問合せ

総務課 TEL 72-1211

平成28年度課税分から軽自動車税の税額が変更となります

軽自動車税は、毎年4月1日時点
で原付バイク・軽自動車等を所有し
ている方に課税される税です。

地方税法の改正により、軽自動車
税の税額が次のとおり変更となりま
した。

○二輪・小型特殊の税額は車両全
てに平成28年度から新税額が適用され
ます。(表1)

○三輪・四輪の軽自動車の税額は、
平成27年3月31日までに新規登録し
た車両は現在の税額が適用され
ます(表2①)。平成27年4月1日以降
に新規登録した新車には新税額が適
用されます(表2②)。また、環境へ
の負荷が大きい車両(電気自動車な
どは除く「初度検査年月」から13年
経過した三輪・四輪の軽自動車)に
対し、平成28年度分の軽自動車税
から重課税額が適用されます(表2
③)。

○平成27年度(平成27年4月1日か
ら平成28年3月31日まで)に新規登
録した一定の性能を有する三輪・
四輪の軽自動車について、その燃費
性能に応じたグリーン化特例(軽課
税)が平成28年度課税分のみ適用され
ます(表3、4)。

問合せ
税務課 TEL 7217301

表1 二輪・小型特殊の税額

車種		現行税額 (平成27年度まで)	新税額 (平成28年度から)
原動機付自転車	原付一種 (50cc以下)	1,000円	2,000円
	原付二種乙 (50cc超~90cc以下)	1,200円	2,000円
	原付二種甲 (90cc超~125cc以下)	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他 (フォークリフト等)	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超~250cc以下)	2,400円	3,600円	
二輪小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円	

表2 三輪・四輪の軽自動車の税額

車種	①現行税額		②新税額	③重課税額
	平成27年3月 31日までに 新規登録し た車両	平成27年4月 1日以降に新 車登録した 車両	新規登録 後、13年経 過した車両	
軽四輪 貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
軽四輪 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	

表3 グリーン化特例対象車及び軽課割合

軽乗用車		軽貨物車	
対象車	内容	対象車	内容
電気自動車等	税額を概ね 75%軽減	電気自動車等	税額を概ね 75%軽減
H32年度 燃費基準 +20%達成車	税額を概ね 50%軽減	H27年度 燃費基準 +35%達成車	税額を概ね 50%軽減
H32年度 燃費基準 達成車	税額を概ね 25%軽減	H27年度 燃費基準 +15%達成車	税額を概ね 25%軽減

表4 グリーン化特例対象車の税額

車種	税額(年額)				
	基準税額	75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
軽四輪 乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

■ 保健福祉課から

「元気歯つらつコンクール」入賞おめでとうございます

80歳以上でご自分の歯が20本以上ある方を対象に、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」との願いを込めて実施されている「元気歯つらつコンクール」で、愛南町から尾崎利男さん(弓立)、小八木シヅコさん(城辺甲)、船瀬ヤエコさん(城辺甲)の3名が入賞されました。

歯を元気に保つ秘訣として皆さんに共通していることは、定期的な歯科医の受診でした。また、3名とも、食べたら歯磨きをすることが好き嫌いをしないことなど、日頃から気を付けておられるそうです。

自分の歯が20本以上残っている入賞者の方にお聞きすると、「自分の好きな物が何でも食べられる」「好き嫌いなくおいしく食べることができます」と言わられていきました。これからもお元気で、ご自分の歯で食べる楽しみを持ち続けてください。

「個人番号カード」(マイナンバー)についてお知らせします



1 個人番号カードの利用

個人番号カードは、社会保障分野や税分野等におけるマイナンバー(個人番号)の提示が必要な場面で、国の行政機関や地方公共団体、健康保険組合、勤務先、金融機関などに対し、マイナンバーと身元を証明する書類として利用できます。

2 個人番号カードの活用

個人番号カードは、顔写真付きの身分証明書として広く活用できます。カードのおもて面には、その所有者が同意する場合にはコピーや可能ですが、カードの裏面に記載されている個人番号については、社会保障分野や税分野等の手続きの場合に限りコピーが許されていることに留意してください。

3 個人番号カードの管理

個人番号カードは紛失したり、盗難にあわないよう大切に取り扱ってください。

4 個人番号カードのパスワード

個人番号カードに設定した

パスワードは他人に知られないよう十分注意してください。パスワードはカード交付時に配付された用紙等に記録し、大切に保管してください。なお、パスワードを忘れた場合は、町民課及び各支所で再度パスワードを設定しなおしてください。

5 引越等の住所変更や氏名変更の場合

引越や婚姻等で個人番号カードの記載事項が変更となつた場合、転入届や婚姻届等の提出に併せて、個人番号カードを本庁及び各支所にお持ちください。新たな住所や氏名等を追記欄に記載します。

6 個人番号カードの有効期間

20歳以上の方は発行日後10回目の誕生日まで、20歳未満の方は発行日後5回目の誕生日までが有効期間です。個人番号カードの更新は、有効期間内に町民課及び各支所で申請してください(有効期間満了3か月前から申請できます)。

◎個人番号カードを紛失・損傷した場合

- ①個人番号カードを失くした場合には、直ちに次の電話番号へ連絡し、個人番号カードの機能の一時停止を行つてください。併せて、町民課及び各支所へ紛失等の届出を行つてください。

・マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)

TEL 0120-95-0178

・個人番号カードコールセンター(有料)

TEL 0570-783-578
(または、TEL 050-3818-1250)

なお、個人番号カード機能の一時停止後にカードが見つかった場合、町民課及び各支所で一時停止の解除を行えます。

- ②個人番号カードを紛失等し、又は著しく損傷してカードの再交付を希望する場合には、町民課及び各支所で再交付申請をしてください。その際、紛失等の場合は警察署に届出した遺失届の受理番号を、焼失の場合は消防署等からの罹災証明書をご持参ください。

○紛失等によるカードの再交付については手数料が必要となります。

手数料

- | | |
|-----------------------|------|
| ・通知カード | 500円 |
| ・個人番号カード | 800円 |
| ・電子証明書 | 200円 |
| ・カードの記載事項変更については無料です。 | |

○個人番号カードの利用に関する情報については、次のサイトをご参照ください。

・総務省マイナンバー制度と個人番号カード

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

・地方公共団体情報システム機構個人番号カード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

問合せ

町民課 TEL 72-7300

保険医療制度についてお知らせします



保険医療分野の手続きには、各届出に必要な書類、印鑑、保険証に加えて、「通知カードと本人確認書類」又は「個人番号カード」をご持参ください。
代理人の場合は、必要な書類、印鑑、保険証のほか
委任状、本人の個人番号、代理人の本人確認書類が必要です。

◆柔道整復等の正しいかかり方はご存知ですか

【柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅうを受ける方へ】

種類	保険が使える施術	注意事項
柔道整復 (整骨院・接骨院)	<ul style="list-style-type: none"> ・打撲 ・ねんざ ・挫傷(肉離れなど) ・骨折・脱臼(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です。) 	負傷の原因を正しく伝えましょう。 治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。
あんま・マッサージ	<ul style="list-style-type: none"> ・筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症状 	医師の同意書が必要です。 歩行困難などで通院ができない理由がある場合で、医師が同意したときは、往療料も医療保険が使えます。
はり・きゅう	<ul style="list-style-type: none"> ・神経痛 ・腰痛症 ・五十肩 ・リウマチ など 	

※単に、日常生活での疲れや肩こり(疲労回復)、気持ちがいいから受けるもの(慰安目的)については、保険の対象外(全額自己負担)です。

◆後期高齢者医療の資格の手続きについてお知らせします

こんなとき	手続き	いつまで	手続きに必要なもの
住所変更するとき	保険証を添えて届出	14日以内に	印鑑、保険証等
生活保護が開始又は廃止となつたとき	生活保護を受ける場合は資格を失い、生活保護の廃止の場合は資格を取得するため届出が必要です。	すみやかに	印鑑、生活保護決定通知書、生活保護廃止通知書、保険証等
一定の障害がある65歳以上の方で後期高齢者医療に入希望するとき	一定の障害 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部 ・療育手帳A1、A2 ・精神障害手帳1、2級 ・国民年金証書(障害)1、2級 ※後期高齢者医療制度に加入を希望する場合は、申請が必要です。	加入を希望するとき	印鑑、一定の障害がわかる手帳や年金証書、現在の医療保険証
低所得の方で窓口負担を抑えたいとき	住民税非課税世帯の被保険者は申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。	必要になったとき	印鑑、保険証

ぎょレンジヤーのLINEスタンプをご利用ください

子どもたちの魚好きを増やすことを目的とした「愛南ぎょレンジヤー」のラインスタンプがこのほど完成しました。愛南町

の水産物や方言を活用した楽しいデザインとなっています。ご家族やご友人との会話にぜひご活用ください。

LINE運営サイトから1セット(40種類)120円で発売中です。

問合せ うみらいく愛南

TEL 7317120



販売促進講演会を開催します

農林水産業に従事されている事業者や生産者を対象とした

「販売促進講演会」を開催します。

す。当日は講演のほか、四国経済産業局の方にお越しいただき、小規模事業者等に対する各種支

援制度についてお話しいただきます。一般の方も受講可能です。

申込み・問合せ

商工観光課 TEL 7217315

日時 2月25日(木) 15時～
場所 御荘文化センター 3階
小研修室

定員 50名
講演の内容 商品づくり等に関するノウハウについて

愛南町では、水産業の振興を図るため、毎年「水産フォーラム」を開催しています。

第6回目となる今回は『水産物販売力強化戦略』をテーマに、愛媛大学南予水産研究センター 鈴木幸子助教と、愛南町に施している株流通研究所の研究員の方にご講演いただき、今後、産地として取り組むべき流

申込み・問合せ

水産課 TEL 7217305

「いちご狩り」を体験してみませんか

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会では、「いちご狩りと楽しい体験」の参加者を募集します。愛情たっぷりに育ったイ

チゴ狩りと楽しい体験を、家族や友人同士で楽しみませんか。

日時 2月20日(土)

10時～(小雨決行)

場所 緑乙(樋口地区)

体験料 1人 1,500円

※持ち帰りは別途代金が必要です。

申込締切日 2月16日(火)

農業支援センター

TEL 7217311



水産フォーラムを開催します

通・販売方法などの販売戦略について意見交換を行います。ぜひご参加ください。

日時 2月20日(土)
14時～16時
場所 御荘文化センター 2階
大研修室

第6回目となる今回は『水産

物販売力強化戦略』をテーマに、愛媛大学南予水産研究セン

ター 鈴木幸子助教と、愛南町に、愛媛大学南予水産研究セン

ター 鈴木幸子助教と、愛南町に施している株流通研究所の研究員の方にご講演いただき、今後、産地として取り組むべき流

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種はお済みですか

平成26年10月から高齢者の肺炎球菌感染症予防接種が定期化され、一部公費負担により、接種することができるようになりました。

今年度の対象となっている方は、接種期限が平成28年3月31日までとなりますので、早めに接種を受けましょう。

予防接種を公費で受けるに

は、接種券及び予診票が必要です（持たずに接種した場合は自己負担になります）。接種を希望される方は、事前に城辺保健福祉センター又は各支所までお申し込みください。

接種回数 生涯1回
自己負担金 4,000円
(生活保護受給者は所定の手続きにより無料)

【今年度の該当者は次のとおりです。】

100歳	95歳	90歳	85歳	80歳	75歳	70歳	65歳
大正4年4月2日～大正5年4月1日生まれ	大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ	大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ

※60歳以上65歳未満でも一部の方は対象となりますので、お問い合わせください。

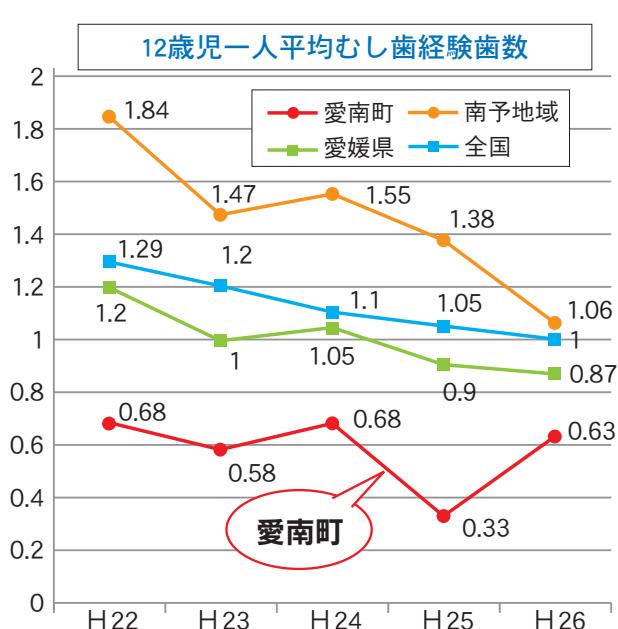
問合せ 保健福祉課 TEL 72-11212

歯の健康づくり優良校を紹介します

愛南町では、健康増進計画及び食育推進計画に基づいて、乳幼児期からの歯の健康づくりに取り組んでいます。

各保育所、学校の歯科検診の結果、むし歯ゼロ率の高かった保育所、学校を紹介します。

中学校	小学校	幼稚園	保育所	歯の健康づくり優良校
城辺中学校	内海中学校	船越小学校	柏小学校	家串保育所
		篠山小学校	長月小学校	あいなん幼稚園
				船越保育園
94.0%	95.7%	100%	100%	74.4% 76.2% 100%



子どもたちのむし歯予防の意識や行動に改善がみられ、学童期においては、12歳児一人平均むし歯経験歯数は県平均より下回っています。

これからもしっかり歯みがきをして、むし歯のないきれいな歯を守りましょう。



愛南町健康キャラクター
げんきくん

国民年金保険料の納付は 口座振替が便利でおトクです

国民年金保険料の納付には、
口座振替をご利用になります。

口座振替をご利用されます
と、保険料が自動的に引き落と
されるので金融機関などに行く
手間が省けるうえ、納め忘れも

なくとても便利です。

また、口座振替には、当月分
保険料を当月末に振替納付する

ことにより月々50円割引される
早割制度や、現金納付よりも
割引額が多い6か月前納(4月
分～9月分・10月分～翌年3月
分)、2年前納(4月～翌々年3
月分)もあり、大変お得です。

なお、6か月前納(4月分～
9月分)、1年前納(4月分～
9月分)、1年前納(4月分～
9月分)のお申込み期限は平成28年2月
末までです。

口座振替をご希望の方は、年
金手帳又は基礎年金番号がわか
る書類、通帳、金融機関の届出
印をご持参のうえ、ご希望の金
融機関か年金事務所又はお近く
の役場でお申し出ください。

○お申込みから数週間後に、手
続き完了と振替開始月のお知ら
せ

水道メーター検針員を募集します

提出書類や詳細等、詳しくは
お問い合わせください。

募集人数 1名
資格要件 町内在住の20歳以上
60歳未満の方

検針区域 城辺・御荘区域(日)
申込締切日 3月4日(金)
水道課 TEL 7210835
申込み・問合せ

**土、小屋ノ浦、大寿浦、真浦、西真
浦、新浦、平山、御荘長洲、御荘菊
島**

■愛南町就職支援センターから
就労支援のためのパソコン教室を開催します

応募資格等、詳しくはお問い合わせください。

日程 2月29日(月)～3月17日
(木)の期間のうち、毎週月・木

(計6回)
※時間はすべて19時～21時、全

日程の受講が必須です。

受講場所 城辺公民館(城の辺
学習館)

定員 8名程度 ※定員を超
過した場合は、面談により決定し
ます。
費用 無料
申込締切日 2月19日(金)
愛南町就職支援センター
TEL 7211244
問合せ

2月納税等のお知らせ
税務課等から

2月17日(水)

○**2月17日(水)**
10時～15時30分
(城辺商工会館2階)

問合せ
お客様相談室
宇和島年金事務所

TEL 0895-22-5569

電話受付対応時間
8時30分～17時15分

固 定 資 産 税			
保育所保育料	国 民 健 康 保 険 税	介 護 保 険 料	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料
月末	8期分/9期分	9期分/10期分	4期分/4期分

町税を滞納している方には、まず
督促状によつて納税を促していま
す。町税を滞納されると、本来、納め
るべき税額のほかに延滞金がかかりま
す。

①町税等、住宅使用料、住宅共益費、駐
車場使用料は、毎月、当月分が月末
に振替となります。

②上水道使用料・簡易水道使用料の
振替日は毎月21日、再振替日は翌
月の10日です。

※該当日が休日の場合は翌日となりま
す。

印をご持参のうえ、ご希望の金
融機関か年金事務所又はお近く
の役場でお申し出ください。

○お申込みから数週間後に、手
続き完了と振替開始月のお知ら
せ

p19|広報あいなん

高橋真衣さん、 社会を明るくする運動 作文コンテストで 全国最優秀



犯罪や非行のない地域社会を築き、また、罪を犯した人たちの更生について理解を深めることを目的に法務省が提唱する「社会を明るくする運動」の作文コンテスト小学生の部で、平成小学校6年生の高橋真衣さんが、全国最優秀となる法務大臣賞を受賞しました。

コンテストは、全国の小中学生を対象に平成5年から行われており、23回目の今回、小学生の部には12万6,929点の応募がありました。小学生の部の法務大臣賞受賞は、県内初の快挙です。

真つ先に、祖父の姿が浮かびました。
「保護司」という職業が出てきました。
真つ先に、祖父の姿が浮かびました。
私の祖父は保護司です。保護司さんは、更生しようと努力している人を親のような温かい目で、そして厳しい心で暗い道から明るい道へ導き、二度と暗い道に戻さない手助けをするすばらしい仕事をしています。もし、保護司さんのような仕事がなかつたら、犯罪が伝染病のように広がつていき、とてもおそろしい世の中になると想います。そのような世の中にならないようするために努力している保護司さんは、危険も伴うこともあると思い、私は、講演に来られた保護司さんに質問しました。

「保護司の仕事をしていて、一番うれしかったことは何ですか。」「更生した人が会いに来てくれたときと答えられました。私は家に帰つて、祖父に同じ質問をしてみました。すると、もう保護司を退職した祖父のところに、今でも更生した人が会いに来

は、そのことを聞いたとき、人には「つながり」が必要不可欠なものだなと感じました。
先日、曾祖母と祖母の温かい会話を聞きました。
「私はだあれ。」

と祖母が聞くと、曾祖母は「私が世界で一番好きな人。」と答えていました。祖母はずつと曾祖母を介護していました。祖母は、曾祖母に怒鳴られたり、曾祖母のためだけに食事を作つたりして、とても大変なことも多くありました。今は曾祖母は祖母の年齢のこともあり施設にいますが、離れているけれど、とても仲良しの二人です。忙しい介護の毎日を送っていた祖母ですが、実は曾祖母に対する人倍の愛情を注いでいたんだなと思いました。祖母と曾祖母は深いきずなでつながつているなと強く感じました。

母は、なんぐん館という施設の管理栄養士です。母がなんぐん館にいる人たちのためにそれぞれの人の食事を考えているのです。だから、母はなんぐん館にいる全ての人の名前を知っています。母は各部屋に行き、みんなに声をかけて回つていると、「おいしい食事をありがとう。」と言われるそうです。母はそう言われる度にとてもうれしいそうです。私は、このことを聞いて、母となんぐん

は、そのことを聞いたとき、人には「つながり」が必要不可欠なものだなと感じました。
私は、これからも社会を明るくする運動のひとつ、ティッシュ配りを続けて多くの人にこの活動を理解してもらいたいです。人には、だれでも、どんなことをした人でも、生きる権利があります。命をもつ全ての人が人として生活できる世の中になるといいなと思います。

つながり

平城小学校 6年 高橋真衣

は、そのことを聞いたとき、人には「つながり」が必要不可欠なものだなと感じました。

私は、たくさん的人が自分の家族とつながつてることに感謝しています。もちろん私も、犬のラッキーを含む家族、大好きな友達、学校や塾の先生、地域の人などたくさんの人たちとつながつています。つながつていてから、今とても楽しく生活でき、幸せであり、笑顔でいられるんだと思います。

更生しようとしている人たちも私たちと同じで、人とながつていくべきだと考えます。今の私たちにできることが、それは、更生しようとしている人がいたら偏見の冷たい目で見ないで、応援してあげられるような温かい心をもつことだと思います。「温かい心」それは、人を思いやれる心、いいところを見つけようとする心、優しい言葉をかけること、進んで行動すること、一人ぼっちの子を作らないことなど、私たちの学校生活の中でもよく見られる心です。こんな心にみんながなれる日がきつとやつてくるはずです。

私は、これからも社会を明るくする運動のひとつ、ティッシュ配りを続けて多くの人にこの活動を理解してもらいたいです。人には、だれでも、どんなことをした人でも、生きる権利があります。命をもつ全ての人が人として生活できる世の中になるといいなと思います。